

香芝市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年2月27日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：企画部 企画政策課>

- 1 監査実施年月日 令和4年10月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年1月5日
- 3 措置状況通知 令和5年2月21日香企第106号

番号	定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
1	<p>6ヶ月間のパソコンの借り入れ契約で、契約金額が30万円以下である契約について、香芝市会計規則第18条第1項の規定により、契約書の作成を省略しているものがあつた。</p> <p>パソコンのような精密機械の借り入れについては、故障した場合の修繕や保守の責任がどちらに帰属するのか、また中途解約の可否などについて、契約当事者間で契約内容に齟齬が生じないように契約書を作成する、もしくは契約の適正な履行を確保するための請書などを徴すべきであると考えます。</p> <p>今後、契約金額が少額の契約を行う場合については、単に契約金額面からみて、契約書等を省略するのではなく、借り入れる物品や借入期間その他の契約内容から契約書締結の必要性を判断するなどして、適切な契約事務に努められたい。</p>	措置済	今後、契約金額が少額の契約を行う場合には、契約書締結の必要性について、単に契約金額面からのみではなく、契約内容も含めて判断し、適切に契約事務を遂行いたします。